

BANK取引規定

BANK取引規定(以下「この規定」といいます。)は、契約者ご本人(以下「お客さま」といいます。)が自らの計算において当行のBANK(BANK支店を含む、当行において支店名称に「BANK」が付く全ての支店を総称し、そのうちお客さまが預金口座を保有する支店を以下「当店」といいます。)との取引を行う場合の当行の取扱いを記載したものです。お客さまは、この規定(準用される各種規定およびその他の取引関連諸規定を含みます。)の内容を十分に理解し、承認したうえで、自らの判断と責任において、当店との取引を行うものとします。

1. (当店との取引範囲)

(1) お客さまは、この規定に基づき当店にBANK専用の預金口座を開設し、また別途当行が定める各取引規定に基づき当店を取引店として投資信託口座(投信振替決済口座および投信保護預り口座をあわせて「投資信託口座」といい、当店の預金口座および当店を取引店とする投資信託口座をあわせて「BANK専用口座」といいます。以下同じです。)等を開設し、次の各号に定める取引をご利用いただけます。当店との取引では通帳・証書等は発行いたしません。なお、取扱い商品については、当行所定のウェブサイトにてご確認ください。

- ① 普通預金取引
- ② 定期預金取引
- ③ 投信総合取引(当行所定の「投資信託取引関連規定」に定める「投信総合取引」をいいます。以下同じです。)(ただし、20歳未満のお客さまについては、ご利用になれません。)
- ④ 貯蓄預金取引(ただし、「貯蓄預金規定(BANK)」に係る取引に限ります。)
- ⑤ その他当行所定の取引

(2) 前記(1)の各号の取引は、この規定のほか、別途当行が定める各取引規定に基づくものとします。

(3) 前記(1)①に規定する普通預金口座は、原則としてお客さまおひとりにつき1口座とします。普通預金口座については、当行所定のキャッシュカード(Visaデビット機能が付帯されたものも含み、以下「カード」といいます。)を発行します。普通預金口座は、当行のデビットカード取引システムの決済口座および当行が別途指定する公共料金等の自動支払いの口座として利用することができます。

(4) お客さまの当店との取引範囲については、将来、当行の都合で改廃・変更(仕組預金・外貨預金などを利用可能な取引として追加する改廃・変更を含みます。)することがあります。

2. (取引の開始)

(1) 当店と取引を行うことができるお客さまは、日本国内に居住する当行所定の年齢以上の個人の方に限られます。お客さまが居住地の変更などにより日本国外に居住することになった場合には、事前に当行所定の方法により当行へ届出のうえ、当店に開設された全ての預金口座を原則解約しなければならないものとします。また、当店を取引店とする投資信託口座および投資信託口座に付帯・

関連するいっさいの口座（あわせて以下「投信総合口座」といいます。）については、当店以外の
当行本支店に取引店を変更する等当行が別途定める手続をお取りいただく必要があります。

(2) 当店との預金取引開始にあたっては、BANKの普通預金口座および定期預金口座の開設ならび
にこれらと同時に別途当行が定める「あおぞらインターネットバンキング規定」に基づくインター
ネットバンキングの利用契約の締結が必要となります。また、当店を取引店とする投信総合取引開
始にあたっては、投信総合口座の開設ならびに別途当行が定める「投資信託取引関連規定」に基づ
く当行所定の手続が必要となります。

(3) 預金口座および投信総合口座の開設にあたっての本人確認は、当行所定の手続によります。

(4) 前記 1. (1)に規定する取引は、お客さまがこの規定を承認のうえ提出した書類（お客さまが必要事
項を記入した当行所定の申込書および当行所定の必要書類）を、当行が受領して取引の開始を認め
た場合、または、お客さまがこの規定を承認のうえ当行所定の手続を行い、当行が取引の開始を認
めた場合に、取引開始できるものとします。

3. (当店との印鑑レス取引)

当店に預金口座を既に開設されているお客さまおよび新たに開設をされるお客さまは、当行が別途
定めるところを除き、当店との取引について「印鑑レス取引」を行っていただきます。

4. (印鑑レス取引)

(1) この規定において、「印鑑レス取引」とは、当店との各種取引に係る印鑑の届出なく行われる、お客さ
まと当店との間の当行所定の各種取引をいいます。この「印鑑レス取引」を行うお客さまについては、別途
定めるところを除き、印鑑での取引は行いません。（「印鑑レス取引」が行われる当店の預金口座を、この
規定において「印鑑レス口座」といいます。）

(2) お客さまと当店との取引方法に関しては、「印鑑レス口座」についても、原則として、後記 6. の定め
に従うものとします。

(3) お客さまが、「印鑑レス口座」に係る届出事項等の変更およびその他の当店との各種取引に係る書面
での手続のために、郵送または当行本支店の窓口において、当店に関する「印鑑レス取引」を行う場合には、
以下の一部または全部の方法により、本人確認を行います。また、当行が必要と認める場合には、以下の方
法に加えて、または以下の方法に代えて、当行が別途指定する手続をお取りいただくことがあります。

① 郵送の場合：当行所定の本人確認書類の提出

② 当行本支店の窓口の場合：以下の一部または全部の方法

A. 当行が当店との取引のためにお客さまに交付したカードの提示

B. 前記A. のカードに係る暗証番号と届出の暗証番号との一致

C. 当行所定の本人確認書類の提示

③ 印鑑照合（お届出の印鑑との照合による本人確認方法をいいます。以下同じです。）を利用しな
い当行所定の方法

(4) 前記 (3) における本人確認を相当の注意をもって行い、正当な取引権限を有するお客さまからの依頼で

あるとみなしてその依頼を受け付けて取り扱いましたうへは、本人確認に供された情報および確認事項（暗証番号も含みますが、これに限りません。以下同じです。）につき偽造、変造、改ざん、盗用、不正使用その他の事故があっても、また、その依頼が無権限、権限逸脱等によるものであっても、そのために生じた損害については、別途定める場合を除き、当行はいっさい責任を負いません。

- (5) 当行が「印鑑レス取引」の依頼の受け付けを謝絶したことにより、お客さまに損害が生じた場合であっても、当行に故意又は重大な過失があるときを除き、一切の責任を負わないものとします。
- (6) 「印鑑レス取引」を行っているお客さまについては、当行の定める「あおぞらインターネットバンキング規定」に定める「本サービス」（ただし、本店との取引であって当行所定のものに限りま
- す。）の利用にあたり、同規定の 13. (5)は適用されず、この 4. (3)から(5)の規定が適用されるものとします。

5.（「印鑑レス取引」ではできない取引）

- (1) 本店における以下の取引は「印鑑レス取引」では行うことができません。

①法令等により印鑑押印が必要な取引

②その他当行が別途指定する取引

- (2) 本店と「印鑑レス取引」を行うお客さまに関しては、本店との投信総合取引の指定預金口座（当行所定の「投資信託取引関連規定」に定める「指定預金口座」をいいます。以下同じです。）としてお届出いただく当店の普通預金口座は「印鑑レス口座」となり、印鑑の届出がないため、当行の「投資信託取引関連規定」の I 「投信総合取引規定」 4 (1)のただし書きにかかわらず、当店の投信総合取引に関する届出の印鑑は、お客さまの任意の印鑑をお届出ください。ただし、「あおぞら銀行 BANK 投資信託口座開設サービス利用規定」の定めに従い、お客さまが「あおぞら銀行 BANK 投資信託口座開設サービス」を利用して開設した口座については、前記 4 の「印鑑レス口座」となり、前記 4 の「印鑑レス取引」の対象として扱われ、この規定の各条項が適用されるものとし、当該口座については、原則、当店の投資信託に関するお取引について印鑑のお届出をいただくことはありません。

6.（本店との取引方法）

- (1) お客さまはこの規定に基づき、次の場合に本店と取引を行うことができます。

①インターネットバンキングの利用による取引の場合

②テレフォンバンキングの利用による取引の場合

③カードの利用による取引の場合

④当行本支店の窓口における取引の場合

⑤その他、当行所定の方法による取引の場合

- (2) 各取引方法について本店で取扱う商品・業務等は別途定めるものとし、各取引にかかる規定に従って取扱われるものとします。

- (3) お客さまの本店との取引方法については、将来、当行の都合で改廃・変更（インターネットバンキングのご利用可能端末についての改廃・変更を含みます。）されることがあります。

7. (現金および証券類等の取扱い)

- (1) 当店との預金およびその他の取引においては、当行所定の場合を除き、原則、当行本支店窓口での現金による預入れまたは払戻し等の取扱いはできません。
- (2) 当店は、手形、小切手等の発行はいたしません。
- (3) 当店の預金口座には、手形、小切手、配当金領収書等その他の証券類の受入はいたしません。

8. (通帳・残高証明書等)

- (1) 当店との預金取引では通帳・証書等は発行いたしません。お客さまは、インターネットバンキングの照会サービス等により、当店における普通預金の現在残高および入出金明細、定期預金の現在残高および預入明細、当店における貯蓄預金の現在残高および入出金明細ならびにインターネットバンキングを利用した取引内容の結果等を確認することができます。普通預金の入出金明細の照会結果については、当行所定のファイル形式により所定の端末機器等にダウンロードすることができます。また、当店との投信総合取引では通帳等は発行いたしません。当店を取引店とする投信総合取引に関する報告書等については、別途当行が定める「投資信託取引関連規定」その他の関連規定の定めによるものとします。お客さまは、インターネットバンキングの照会サービスにより、当店を取引店とする投信総合取引にかかる受益権等(当行所定の「投資信託取引関連規定」に定める「受益権等」をいいます。)の現在残高および買付・解約・運用損益の明細、ならびにインターネットバンキングを利用した取引内容の結果等を確認することができます。なお、当行所定の期間内しか上記照会サービス等をご利用いただけません。お客さまは、上記明細および取引内容の結果等について、不定期に、あるいは一定期間毎に確認してください。
- (2) 当店における取引の残高証明書を必要とされる場合には、当行本支店の窓口またはあおぞらホームコール(電話番号(各種お問い合わせ・ご相談、あおぞらテレフォンバンキング以外の手続など専用フリーダイヤル)は当行所定のウェブサイト等に掲示されています。以下同じです。)にお申し出の上、当行所定の書面等を当店に提出してください。なお、残高証明書の発行にあたっては、当行所定の手数料が必要になります。

9. (諸手数料)

- (1) 当店の利用に当たっては、当行所定の口座維持手数料等をいただくことがあります。
- (2) 残高証明書発行手数料その他の手数料は、当店の普通預金口座から、当行が別途定める各種規定およびその他の取引関連諸規定にかかわらず、各種請求書、カードその他いっさいの提出を要することなく、当行所定の日当行所定の方法により引き落とすものとします。
- (3) 当行が当店に関する諸手数料を改定もしくは新設する場合には、原則として、改定内容もしくは新設内容を当行所定のウェブサイトに掲示する等、当行が適当と認める方法により告知します。

10. (マル優の取扱い)

当店は、少額預金の利子非課税制度(マル優)のお取扱いはいたしません。

11. (告知および通知の方法)

- (1) 規定、取引種類・内容または手数料の変更についての連絡など、当行からお客さまへの各種告知は、当行所定のウェブサイトへの掲示等、当行が適当と認める方法により行います。当行が告知した内容は、当該告知が当行所定のウェブサイトへ掲示等されてから直ちに、または当該告知に記載された実施時期から、有効に適用されるものとします。
- (2) 当行からお客さまへの各種取引等にかかる通知は、法令等に反しない範囲で、届出の電子メールアドレスへの電子メールの送信または届出の住所への郵送のいずれかにより行うこととします。届出の電子メールアドレスあてに当行が通知内容を記載した電子メールを送付した場合には、または届出の住所あてに当行が通知内容を記載した書面を通知した場合には、通信事情などの理由により延着または到達しなかったときでも、通常到達すべき時に到着したものとみなし、それによって生じた損害については、当行は責任を負いません。
- (3) お客さまの届出の住所に郵送した残高証明書等が返戻された場合は、当行は保管責任を負いません。延着または到着しなかった場合等で当行の責めに帰することができない事由により紛争が生じても、当行は責任を負いません。

12. (取引店の変更等)

当行の別途定める場合を除き、当店以外の当行本支店に預金取引の取引店を変更することはできません。当行の別途定める場合を除き、当店以外の当行本支店に当店の預金口座を移管することもできません。また、投信総合取引にかかる取引店の変更については、当行が別途認める場合に限り行うことができ、当行所定の手続が必要となります。

13. (お客さま情報の取扱い)

当店との取引に関し、当行はお客さまの情報を当店との取引にかかるサービスの提供に必要な範囲に限り、当行の子会社、関連会社、業務委託先、代理人、またはその他の第三者に処理させることができます。また、当行は、法令、裁判手続その他の法的手続、または監督官庁により、お客さまの情報の提出を求められた場合には、その要求に従うことができます。

14. (成年後見人などの届出等)

- (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに、成年後見人等の氏名その他必要な事項を、当行所定の書面等によって当店に届出てください。お客さまの成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様に届出てください。
- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を、当行所定の書面等によって当店に届出てください。
- (3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている

場合にも、前記(1)および(2)と同様に届出てください。

(4) 前記(1)から(3)までの届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に届出てください。

(5) 前記(1)から(4)までの届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

(6) 前記(1)または(2)の場合には、当行所定の場合を除き、BANK以外の当行の本支店に預金口座を開設の上、当店の預金口座を解約し、当店の預金について、移し替えていただくこととなりますので、当行所定の手続きをお取りください。

15. (支店取引の解約等)

(1) お客さまが当店との取引の全部を解約する場合には、当行所定の解約請求書に署名して、かつ「印鑑レス取引」に関するこの規定の定めによる手続きを取った上で、カードとともに当店へ提出する等当行が別途指定する手続きを取ってください。この場合、当行が必要と認めるときは、本人確認書類の提示その他の手続きを求めることがあり、この手続きが完了するまで解約しないことがあります。なお、お客さまが当店に開設した普通預金口座を解約する場合は、同時に当店とのその他全ての取引が解約されるものとします。また、お客さまが当店に開設した普通預金口座および貯蓄預金口座は、その一方のみを解約することはできません。いずれかの解約がなされる場合には、普通預金口座および貯蓄預金口座をあわせて解約いただくこととなりますので、当行所定の手続きを取ってください。

(2) 次の①から④までの一つにでも該当した場合には、当行は当店に開設されたBANK専用口座にかかる取引を停止し、またはお客さまに通知することにより当店に開設されたBANK専用口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当行が解約の通知をお客さまの届出の電子メールアドレスまたは住所にあてて発信した時に解約されたものとします。

① 当店に開設されたBANK専用口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合またはこれらの口座名義人の意思によらずに当店に開設されたことが明らかになった場合

② 当店との取引に基づく預金または受益権等が後記 18. (譲渡・質入れ等の禁止) および別途当行が定める「投資信託取引関連規定」に違反して譲渡・質入れ等の処分をされた場合

③ 当店との取引に基づく預金または受益権等が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合

④ 当店を含む当行との取引に関する規定についてお客さまによる違反があった場合

⑤ 当店に開設された預金口座に対し差押がなされた場合

(3) 当店に開設された預金口座が、当行が別途表示する一定の期間お客さまによる利用がなく、かつ残高が一定の金額を超えることがない場合には、当行はこの預金取引を停止し、またはお客さまに通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。また、法令に基づく場合にも、同様にできるものとします。これらの場合、当行よりお客さまの届出の電子メールアドレスまたは住所あてに通知しますが、通知が延着または到着しなかった場合でも、通常到達すべき時に到着したものとみなします。

(4) 前記(1)から(3)までにより定期預金口座が解約される場合は、その解約は満期日前の解約の扱い

となり、当行所定の満期日前の解約の場合の利率が適用されます。

(5) 前記(2)および(3)により、当店に開設された預金口座または当店を取引店とする投資信託口座等が解約され残高がある場合、または当店に開設された預金口座や当店を取引店とする投資信託口座等にかかる取引が停止され、その預金または投資信託の解除または解約を求める場合には、当行所定の書面等を提出するなどの当行所定の手続が必要となります。この場合、当行は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。

(6) 当店との預金取引の解約時にお客さまへの返還金などがある場合には、当行以外の金融機関の国内本支店の普通預金口座、当座預金口座または貯蓄預金口座のうち、お客さまが指定するお客さま名義の口座あてに、所定の手数料を差し引いたうえで振り込むものとします。なお、お客さまに対する未収手数料等がある場合は、それらを差し引いた後に残金があるときのみ返還の手続を行います。

16. (取引種類・内容の変更)

当行の都合により、当店で取扱う取引の種類・内容等を変更することがあります。この場合は、当行所定のウェブサイトへの掲示等、当行が適当と認める方法により告知いたします。

17. (取引方法の変更)

当行が別途定める場合を除き、当店において、当店との取引について「印鑑レス取引」を行っているお客さまについて、お客さまからのお申出により、印鑑の届出をいただいて行う印鑑照合を利用する取引に変更することはできません。

18. (譲渡・質入れ等の禁止)

当店との取引に基づくお客さまのいっさいの権利および預金等は、譲渡、質入れその他第三者の権利の設定をし、または第三者に利用させることはできません。

19. (規定の準用)

(1) この規定に定めのない事項については、当行の「あおぞらインターネットバンキング規定」「普通預金規定(BANK)」「貯蓄預金規定(BANK)」「あおぞらキャッシュカード規定」「あおぞらキャッシュカード・プラス(Visaデビット)規定」「あおぞらネット定期預金規定」「BANK The 定期預金規定」「あおぞらテレフォンバンキング規定」「投資信託取引関連規定」「あおぞら銀行BANK口座開設アプリ 利用規定」およびその他の取引関連諸規定により取扱います。

(2) この規定において定義のない用語で、前記(1)の各規定中に定義のある用語については、文脈上別義であることが明白である場合を除き、この規定でもかかる定義と同様に定義された意味を有するものとします。

20. (規定の変更)

(1) この規定の各条項は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ホームページへの掲載またはその他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。

(2) 前記(1)の変更は、公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

21. (準拠法・管轄)

この規定に基づく諸取引の契約準拠法は日本法とします。この規定に基づく諸取引に関して訴訟の必要が生じた場合には、当行本店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とします。

以 上

付則：1. 2019年7月16日（以下「変更日」といいます。）をもって、当行の「インターネット支店」は「BANK支店」に名称変更を行いました。お客さまとの変更日前の「インターネット支店」に関する取引については、「インターネット支店」を「BANK支店」に読み替えて引き続きBANK支店において取引を行わせていただきます。

2. 2021年2月1日（以下、「変更日②」といいます。）をもって、当行の「BANK」とは、BANK支店を含む、当行において支店名称に「BANK」が付く全ての支店を総称するものとします。従いまして、変更日②前の当行の諸規定において「BANK支店」との記載がある場合には、変更日②以降、「BANK」と読み替えて適用させていただきます。

実施日：2021年11月15日

あおぞらネット定期預金規定

1. (預金の預入れ)

この預金は、当行所定の手続に従い、当行のBANK(BANK支店を含む、当行において支店名称に「BANK」が付く全ての支店を総称し、そのうちお客さまが預金口座を保有する支店を以下「当店」といいます。)にて口座を開設し、あおぞらインターネットバンキングを利用して預け入れをする場合に、お取扱いたします。この預金については、通帳・証書等は発行されません。

2. (預金の支払時期・方法)

(1)この預金は、満期日以後に利息とともに支払います。

(2)特約によりこの預金は、満期日に自動的に解約し、利息とともに支払います。

この場合、元利金は、満期日にあらかじめ指定された当行のお客さま名義の預金口座に入金するものとします。ただし、指定口座に入金できない場合には、満期日以後に後記 5.の方法により支払います。

3. (証券類の受入れの禁止)

この預金は、小切手その他の証券類の受入れができません。

4. (利息)

(1)この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数および当初預け入れ時における約定の利率(以下「約定利率」といいます。)によって預入日の6か月後・1年後の応当日を満期日とした場合には単利の方法で、預入日の3年後・5年後の応当日を満期日とした場合には6か月複利の方法で計算し、満期日以後にこの預金とともに支払います。

(2)この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

(3)この預金を後記 5. (1)により満期日前に解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数について当行所定の利率によって預入日の6か月後・1年後の応当日を満期日とした場合には単利の方法で、預入日の3年後・5年後の応当日を満期日とした場合には6か月複利の方法で計算し、この預金とともに支払います。

(4)この預金を後記 5. (2)により満期日前に解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数について当行所定の利率および方法によって計算し、この預金とともに支払います。

(5)この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

5. (預金の解約、書替継続等)

(1)この預金は、当行がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前に解約することはできません。

(2)この預金の預金者につき相続の開始があった場合には、満期日前であっても解約手続をとらせていただきます。

(3)この預金は、満期日より前の当行所定の期間内であれば、当行所定のサービスの利用により、その満期時の取扱い(ただし、当行所定のものに限り、)を当行で別に定めるところに従い変更

すること（以下、後記(4)において「満期取扱区分変更」といいます。）ができます。

(4) この預金の解約、書替継続等に関し、前記 2. (2) に定める満期日自動解約および前記(3)の満期取扱区分変更以外の方法によりお取扱い（前記 4. (3) に定める満期日前の解約を含みます。）するときは、あおぞらホームコール（電話番号（各種お問い合わせ・ご相談、あおぞらテレフォンバンキング以外の手続など専用フリーダイヤル）は当行所定のウェブサイト等に掲示されています。）に電話にてご連絡の上、当行が別途指定する場合を除き、当行より送付される払戻請求書その他当行所定の書類に署名して、かつ、「印鑑レス取引」（当行の「BANK取引規定」4. に定めるところによる。）に関する、当行の「BANK取引規定 4.」の定めに従った手続を取って、当店に提出してください。この預金を当行本支店の窓口に来店し、満期日前に解約するときは、払戻請求書その他当行所定の書類に署名して、かつ、「印鑑レス取引」（当行の「BANK取引規定」4. に定めるところによる。）に関する、当行の「BANK取引規定 4.」の定めに従ったお手続を取らせていただきます。ただし、この預金は、原則、当行本支店窓口での現金による払戻しはできません。また、この預金をあおぞらテレフォンバンキングの利用により満期日前に解約するときは、テレフォンバンキングセンター（電話番号（あおぞらテレフォンバンキング専用フリーダイヤル）は当行所定のウェブサイト等に掲示されています。）に電話にてご連絡の上、当行所定の手続を行ってください。なお、取扱いの内容によっては、当行所定の本人確認の手続が必要な場合があります。また、この預金をあおぞらインターネットバンキングの利用により満期日前に解約するときは、お客さまご自身が画面より当行所定の方法および操作手順に基づいて、お手続きを行ってください。

6. (保険事故発生時における預金者からの相殺)

(1) この預金は、満期日が未到来であっても、当行に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当行に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものとして、相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当行に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当行に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。

(2) 前記(1)により相殺する場合には、次の手続によるものとします。

① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、当行が別途指定する方法により、直ちに当行に提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当行に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。

② 前記①の充当の指定のない場合には、当行の指定する順序方法により充当します。

③ 前記①による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当行は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。

(3) 前記(1)により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。

① この預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日の前日までとして、利率は満期日の前日までの期間は約定利率を適用し、預入日の 6 か月後・1 年後の応当日を満期日とした場合には単利の方法で、預入日の 3 年後・5 年後の応当日を満期日とした場合には 6 か月複利の方法で計算するものとし、満期日以後の期間は当行の計算実行時の普通預金利率を適用し、単利の方法で計算するものとします。

- ②借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日までとして、利率、料率は当行の定めによるものとします。ただし、借入金等を期限前弁済することにより発生する手数料等の支払いは不要とします。
- (4)前記(1)により相殺する場合の外国為替相場については当行の計算実行時の相場を適用するものとします。
- (5)前記(1)により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続について別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当行の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

7. (規定の準用)

この規定に定めのない事項については、当行の「BANK取引規定」「あおぞらインターネットバンキング規定」「あおぞらテレフォンバンキング規定」等関連する規定により取扱います。

8. (規定の変更等)

- (1)この規定の各条項は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ホームページへの掲載またはその他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。
- (2)前記(1)の変更は、公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

9. (準拠法・管轄)

この規定に基づく諸取引の契約準拠法は日本法とします。この規定に基づく諸取引に関して訴訟の必要が生じた場合には、当行本店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とします。

以 上

実施日：2021年11月15日

自動継続あおぞらネット定期預金規定

1. (預金の預入れ)

この預金は、当行所定の手続に従い、当行のBANK(BANK支店を含む、当行において支店名称に「BANK」が付く全ての支店を総称し、そのうちお客さまが預金口座を保有する支店を以下「当店」といいます。)にて口座を開設し、あおぞらインターネットバンキングを利用して預け入れをする場合に、お取扱いたします。この預金については、通帳・証書等は発行されません。

2. (自動継続)

- (1) この預金は、満期日(ただし、後記 5. (3)に定める新規預入終了時前に限ります。)に前回と同一の期間のあおぞらネット定期預金に自動的に継続します。継続された預金についても同様とします。
- (2) この預金の継続後の利率は、継続日における当行所定の利率とします。
- (3) 継続を停止するときは、満期日(継続をしたときはその満期日。以下同じです。)よりも前の当行所定の期間内に、当行所定のサービスの利用により、その旨の依頼手続を別に定めるところに従ってください。この手続が当行所定の時期までに当行所定の方法によりなされたときは、この預金の元金または元利金は満期日に当該手続において指定された預金口座に入金されます。指定口座に入金できない場合には満期日以降に後記 5. の方法により支払います。

3. (証券類の受入れの禁止)

この預金は、小切手その他の証券類の受入れができません。

4. (利息)

- (1) この預金の利息は、預入日(継続をしたときはその継続日。以下、この 4. (1)において同じです。)から満期日の前日までの日数および当初預け入れ時(継続後の預金については継続時)における約定の利率(以下「約定利率」といいます。)によって預入日の6か月後・1年後の応当日を満期とした場合には単利の方法で、預入日の3年後・5年後の応当日を満期とした場合には6か月複利の方法で計算し、満期日に元金に組入れて継続、または、あらかじめ指定された当行のお客さま名義の預金口座に入金します。
- (2) 継続を停止した場合のこの預金の利息は、満期日以後にこの預金とともに支払います。なお、満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。
- (3) この預金を後記 5. (1)により満期日前に解約する場合には、その利息は、預入日(継続をしたときは最後の継続日。以下同じです。)から解約日の前日までの日数について当行所定の利率によって預入日の6か月後・1年後の応当日を満期とした場合には単利の方法で、預入日の3年後・5年後の応当日を満期とした場合には6か月複利の方法で計算し、この預金とともに支払います。
- (4) この預金を後記 5. (2)により満期日前に解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数について当行所定の利率および方法によって計算し、この預金とともに支払います。
- (5) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

5. (預金の解約、書替継続等)

- (1) この預金は、当行がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前に解約することはできません。
- (2) この預金の預金者につき相続の開始があった場合には、満期日前であっても解約手続をとらせていただきます。
- (3) この預金の解約、書替継続等に関し、前記 2. (1)に定める自動継続および前記 2. (3)に定める満期取扱区分変更以外の方法によりお取扱い（前記 4. (3)に定める満期日前の解約を含みます。）するときは、あおぞらホームコール（電話番号（各種お問い合わせ・ご相談、あおぞらテレフォンバンキング以外の手続など専用フリーダイヤル）は当行所定のウェブサイト等に掲示されています。）に電話にてご連絡の上、当行が別途指定する場合を除き、当行より送付される払戻請求書その他当行所定の書類に署名して、かつ、「印鑑レス取引」（当行の「BANK取引規定」4. に定めるところによる。）に関する、当行の「BANK取引規定」4. の定めに従った手続を取って、当店に提出してください。この預金を当行本支店の窓口に来店し、満期日前に解約するときは、払戻請求書その他当行所定の書類に署名して、かつ、「印鑑レス取引」（当行の「BANK取引規定」4. に定めるところによる。）に関する、当行の「BANK取引規定 4.」の定めに従ったお手続を取らせていただきます。ただし、この預金は、原則、当行本支店窓口での現金による払戻しはできません。また、この預金をあおぞらテレフォンバンキングの利用により満期日前に解約するときは、テレフォンバンキングセンター（電話番号（あおぞらテレフォンバンキング専用フリーダイヤル）は当行所定のウェブサイト等に掲示されています。）に電話にてご連絡の上、当行所定の手続を行ってください。なお、取扱いの内容によっては、当行所定の本人確認の手続が必要な場合があります。また、この預金をあおぞらインターネットバンキングの利用により満期日前に解約するときは、お客さまご自身が画面より当行所定の方法および操作手順に基づいて、お手続きを行ってください。
- (4) この預金は、当行があらかじめ定めて告知した日時（以下「新規預入終了時」といいます。）以後の新規の預入を終了させていただきます。当該終了に伴い、新規預入終了時以後にこの預金の満期日（継続がされているときは継続後の満期日。以下同じです。）が到来した場合には、当行が別途定める場合を除き、この預金の元金は、満期日にこの預金と同一期間の当行の「自動継続BANK The 定期預金規定」の適用を受ける「BANK The 定期」に自動的に振替を行います。また、この預金の利息については、お客さまの預入れが、（i）元金自動継続型（利息を満期日に元金に組入れて自動的に継続する方式）の場合には、満期日に元金に組入れて「BANK The 定期」に自動的に振替を行います。
- なお、これらの振替後の利率は、満期日における当行所定の利率とします、また（ii）元金自動継続型（満期日に元金のみを自動的に継続する方式）の場合には、この預金の利息は、あらかじめ指定された方法により、予め指定された当行のお客さま名義の普通預金口座へ満期日以後に入金します。当該利息が指定口座に入金できない場合には満期日以後に本 5. (3) の方法により支払います。

6. (保険事故発生時における預金者からの相殺)

- (1) この預金は、満期日が未到来であっても、当行に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当行に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものとして、相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当行に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当行に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権

が設定されている場合にも同様の取扱いとします。

(2)前記(1)により相殺する場合には、次の手続によるものとします。

①相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、当行が別途指定する方法により、直ちに当行に提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当行に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。

②前記①の充当の指定のない場合には、当行の指定する順序方法により充当します。

③前記①による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当行は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。

(3)前記(1)により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。

①この預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日の前日までとして、利率は満期日の前日までの期間は約定利率を適用し、預入日の6か月後・1年後の応当日を満期とした場合には単利の方法で、預入日の3年後・5年後の応当日を満期とした場合には6か月複利の方法で計算するものとし、満期日以後の期間は当行の計算実行時の普通預金利率を適用し、単利の方法で計算するものとします。

②借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日までとして、利率、料率は当行の定めによるものとします。ただし、借入金等を期限前弁済することにより発生する手数料等の支払いは不要とします。

(4)前記(1)により相殺する場合の外国為替相場については当行の計算実行時の相場を適用するものとします。

(5)前記(1)により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続について別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当行の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

7. (規定の準用)

この規定に定めのない事項については、当行の「BANK取引規定」「あおぞらインターネットバンキング規定」「あおぞらテレフォンバンキング規定」等関連する規定により取扱います。

8. (規定の変更等)

(1)この規定の各条項は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ホームページへの掲載またはその他相当の方法で公表することができるものとします。

(2)前記(1)の変更は、公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

9. (準拠法・管轄)

この規定に基づく諸取引の契約準拠法は日本法とします。この規定に基づく諸取引に関して訴訟の必要が生じた場合には、当行本店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とします。

以 上

実施日：2021年11月15日

BANK The 定期預金規定

1. (預金の預入れ)

この預金は、当行所定の手続に従い、当行のBANK（BANK支店を含む、当行において支店名称に「BANK」が付く全ての支店を総称し、そのうちお客さまが預金口座を保有する支店を以下「当店」といいます。）にて口座を開設し、当行本支店の窓口、あおぞらインターネットバンキング、あおぞらテレホンバンキングを利用して預け入れをする場合に、お取扱いいたします。この預金については、通帳・証書等は発行されません。

2. (預金の支払時期・方法)

(1) この預金は、満期日以後に利息とともに支払います。

(2) 特約によりこの預金は、満期日に自動的に解約し、利息とともに支払います。

この場合、元利金は、満期日にあらかじめ指定された当行のお客さま名義の預金口座に入金するものとします。ただし、指定口座に入金できない場合には、満期日以後に後記 5. の方法により支払います。

3. (現金および証券類の受入れの禁止)

(1) この預金については、当行所定の場合を除き、原則、当行本支店窓口での現金による預入はできません。

(2) この預金は、小切手その他の証券類の受入れができません。

4. (利息)

(1) この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数および当初預け入れ時における約定の利率（以下「約定利率」といいます。）によって預入日の6か月後・1年後の応当日を満期日とした場合には単利の方法で、預入日の2年後・3年後・5年後の応当日を満期日とした場合には6か月複利の方法で計算し、満期日以後にこの預金とともに支払います。

(2) この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

(3) この預金を後記 5. (1)により満期日前に解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数について当行所定の利率によって預入日の6か月後・1年後の応当日を満期日とした場合には単利の方法で、預入日の2年後・3年後・5年後の応当日を満期日とした場合には6か月複利の方法で計算し、この預金とともに支払います。

(4) この預金を後記 5. (2)により満期日前に解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数について当行所定の利率および方法によって計算し、この預金とともに支払います。

(5) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

5. (預金の解約、書替継続等)

(1) この預金は、当行がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前に解約することはできません。

(2) この預金の預金者につき相続の開始があった場合には、満期日前であっても解約手続をとらせて

いただきます。

- (3) この預金は、満期日より前の当行所定の期間内であれば、当行所定のサービスの利用により、その満期時の取扱い（ただし、当行所定のものに限り、）を当行で別に定めるところに従い変更すること（以下、後記(3)において「満期取扱区分変更」といいます。）ができます。
- (4) この預金の解約、書替継続等に関し、前記 2. (2) に定める満期日自動解約および前記(3)の満期取扱区分変更以外の方法によりお取扱い（前記 4. (3) に定める満期日前の解約を含みます。）するときは、あおぞらホームコール（電話番号（各種お問い合わせ・ご相談、あおぞらテレフォンバンキング以外の手続など専用フリーダイヤル）は当行所定のウェブサイト等に掲示されています。）に電話にてご連絡の上、当行が別途指定する場合を除き、当行より送付される払戻請求書その他当行所定の書類に署名して、かつ、「印鑑レス取引」（当行の「BANK取引規定」4. に定めるところによる。）に関する、当行の「BANK取引規定 4.」の定めに従った手続を取って、当店に提出してください。この預金を当行本支店の窓口に来店し、満期日前に解約するときは、払戻請求書その他当行所定の書類に署名して、かつ、「印鑑レス取引」（当行の「BANK取引規定」4. に定めるところによる。）に関する、当行の「BANK取引規定」4. の定めに従ったお手続を取らせていただきます。ただし、この預金は、原則、当行本支店窓口での現金による払戻しはできません。また、この預金をあおぞらテレフォンバンキングの利用により満期日前に解約するときは、テレフォンバンキングセンター（電話番号（あおぞらテレフォンバンキング専用フリーダイヤル）は当行所定のウェブサイト等に掲示されています。）に電話にてご連絡の上、当行所定の手続を行ってください。なお、取扱いの内容によっては、当行所定の本人確認の手続が必要な場合があります。また、この預金をあおぞらインターネットバンキングの利用により満期日前に解約するときは、お客さまご自身が画面より当行所定の方法および操作手順に基づいて、お手続きを行ってください。

6. (保険事故発生時における預金者からの相殺)

- (1) この預金は、満期日が未到来であっても、当行に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当行に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものとして、相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当行に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当行に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。
- (2) 前記(1)により相殺する場合には、次の手続によるものとします。
- ① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充當の順序方法を指定のうえ、当行が別途指定する方法により、直ちに当行に提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当行に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。
- ② 前記①の充當の指定のない場合には、当行の指定する順序方法により充當します。
- ③ 前記①による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当行は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
- (3) 前記(1)により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。
- ① この預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日の前日までとして、利率は満期日の前日までの期間は約定利率を適用し、預入日の 6 か月後・1 年後の応当日を満期

日とした場合には単利の方法で、預入日の2年後・3年後・5年後の応当日を満期日とした場合には6か月複利の方法で計算するものとし、満期日以後の期間は当行の計算実行時の普通預金利率を適用し、単利の方法で計算するものとします。

②借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日までとして、利率、料率は当行の定めによるものとします。ただし、借入金等を期限前弁済することにより発生する手数料等の支払いは不要とします。

(4)前記(1)により相殺する場合の外国為替相場については当行の計算実行時の相場を適用するものとします。

(5)前記(1)により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続について別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当行の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

7. (規定の準用)

この規定に定めのない事項については、当行の「BANK取引規定」「あおぞらインターネットバンキング規定」「あおぞらテレフォンバンキング規定」等関連する規定により取扱います。

8. (規定の変更等)

(1)この規定の各条項は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ホームページへの掲載またはその他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。

(2)前記(1)の変更は、公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

9. (準拠法・管轄)

この規定に基づく諸取引の契約準拠法は日本法とします。この規定に基づく諸取引に関して訴訟の必要が生じた場合には、当行本店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とします。

以上

実施日：2021年11月15日

自動継続BANK The 定期預金規定

1. (預金の預入れ)

この預金は、当行所定の手続に従い、当行のBANK (BANK支店を含む、当行において支店名称に「BANK」が付く全ての支店を総称し、そのうちお客さまが預金口座を保有する支店を以下「当店」といいます。)にて口座を開設し、当行本支店の窓口、あおぞらインターネットバンキング、あおぞらテレフォンバンキングを利用して預け入れをする場合に、お取扱いいたします。この預金については、通帳・証書等は発行されません。

2. (自動継続)

- (1) この預金は、満期日に前回と同一の期間のBANK The 定期に自動的に継続します。継続された預金についても同様とします。
- (2) この預金の継続後の利率は、継続日における当行所定の利率とします。
- (3) 継続を停止するときは、満期日(継続をしたときはその満期日。以下同じです。)よりも前の当行所定の期間内に、当行所定のサービスの利用により、その旨の依頼手続を別に定めるところに従って行ってください。この手続が当行所定の時期までに当行所定の方法によりなされたときは、この預金の元金または元利金は満期日に当該手続において指定された預金口座に入金されます。

3. (現金および証券類の受入れの禁止)

- (1) この預金については、当行所定の場合を除き、原則、当行本支店窓口での現金による預入はできません。
- (2) この預金は、小切手その他の証券類の受入れができません。

4. (利息)

- (1) この預金の利息は、預入日(継続をしたときはその継続日。以下、この4. (1)において同じです。)から満期日の前日までの日数および当初預け入れ時(継続後の預金については継続時)における約定の利率(以下「約定利率」といいます。)によって預入日の6か月後・1年後の応当日を満期とした場合には単利の方法で、預入日の2年後・3年後・5年後の応当日を満期とした場合には6か月複利の方法で計算し、満期日に元金に組入れて継続、または、あらかじめ指定された当行のお客さま名義の預金口座に入金します。
- (2) 継続を停止した場合のこの預金の利息は、満期日以後にこの預金とともに支払います。なお、満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。
- (3) この預金を後記5. (1)により満期日前に解約する場合には、その利息は、預入日(継続をしたときは最後の継続日。以下同じです。)から解約日の前日までの日数について当行所定の利率によって預入日の6か月後・1年後の応当日を満期とした場合には単利の方法で、預入日の2年後・3年後・5年後の応当日を満期とした場合には6か月複利の方法で計算し、この預金とともに支払います。
- (4) この預金を後記5. (2)により満期日前に解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数について当行所定の利率および方法によって計算し、この預金とともに支払います。
- (5) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

5. (預金の解約、書替継続等)

- (1) この預金は、当行がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前に解約することはできません。
- (2) この預金の預金者につき相続の開始があった場合には、満期日前であっても解約手続をとらせていただきます。
- (3) この預金の解約、書替継続等に関し、前記 2. (1)に定める自動継続および前記 2. (3)に定める満期取扱区分変更以外の方法によりお取扱い（前記 4. (3)に定める満期日前の解約を含みます。）するときは、あおぞらホームコール（電話番号（各種お問い合わせ・ご相談、あおぞらテレフォンバンキング以外の手続など専用フリーダイヤル）は当行所定のウェブサイト等に掲示されています。）に電話にてご連絡の上、当行が別途指定する場合を除き、当行より送付される払戻請求書その他当行所定の書類に署名して、かつ、「印鑑レス取引」（当行の「BANK取引規定」4. に定めるところによる。）に関する、当行の「BANK取引規定」4. の定めに従った手続を取って、当店に提出してください。この預金を当行本支店の窓口に来店し、満期日前に解約するときは、払戻請求書その他当行所定の書類に署名して、かつ、「印鑑レス取引」（当行の「BANK取引規定」4. に定めるところによる。）に関する、当行の「BANK取引規定」4. の定めに従ったお手続を取らせていただきます。ただし、この預金は、原則、当行本支店窓口での現金による払戻しはできません。また、この預金をあおぞらテレフォンバンキングの利用により満期日前に解約するときは、テレフォンバンキングセンター（電話番号（あおぞらテレフォンバンキング専用フリーダイヤル）は当行所定のウェブサイト等に掲示されています。）に電話にてご連絡の上、当行所定の手続を行ってください。なお、取扱いの内容によっては、当行所定の本人確認の手続が必要な場合があります。また、この預金をあおぞらインターネットバンキングの利用により満期日前に解約するときは、お客さまご自身が画面より当行所定の方法および操作手順に基づいて、お手続きを行ってください。

6. (保険事故発生時における預金者からの相殺)

- (1) この預金は、満期日が未到来であっても、当行に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当行に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものとして、相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当行に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当行に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。
- (2) 前記(1)により相殺する場合には、次の手続によるものとします。
 - ①相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充當の順序方法を指定のうえ、当行が別途指定する方法により、直ちに当行に提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当行に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。
 - ②前記①の充當の指定のない場合には、当行の指定する順序方法により充當します。
 - ③前記①による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当行は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
- (3) 前記(1)により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。
 - ①この預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日の前日までとして、利率は満期日の前日までの期間は約定利率を適用し、預入日の6か月後・1年後の応当日を満期とした場合には単利の方法で、預入日の2年後・3年後・5年後の応当日を満期とした場合には6か月複利の方法で計算するものとし、満期日以後の期間は当行の計算実行時の普通預金利率を適

用し、単利の方法で計算するものとします。

②借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日までとして、利率、料率は当行の定めによるものとします。ただし、借入金等を期限前弁済することにより発生する手数料等の支払いは不要とします。

(4)前記(1)により相殺する場合の外国為替相場については当行の計算実行時の相場を適用するものとします。

(5)前記(1)により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続について別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当行の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

7. (規定の準用)

この規定に定めのない事項については、当行の「BANK取引規定」「あおぞらインターネットバンキング規定」「あおぞらテレフォンバンキング規定」等関連する規定により取扱います。

8. (規定の変更等)

(1)この規定の各条項は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ホームページへの掲載またはその他相当の方法で公表することができるものとします。

(2)前記(1)の変更は、公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

9. (準拠法・管轄)

この規定に基づく諸取引の契約準拠法は日本法とします。この規定に基づく諸取引に関して訴訟の必要が生じた場合には、当行本店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とします。

以 上

実施日：2021年11月15日